

令和3年有田市議会9月定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月14日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程 1 | 一般質問 | |
| | 4番 | 小西敬民 |
| | 2番 | 上野山善久 |
| | 7番 | 岡田行弘 |
| 日程 2 | 議案第35号 | 有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第36号 | 令和3年度有田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程 4 | 議案第37号 | 令和3年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程 5 | 議案第38号 | 財産の無償貸付について |
| 日程 6 | 議案第39号 | 教育長の任命について |
| 日程 7 | 議案第40号 | 公平委員会の委員の選任について |
| 日程 8 | 議案第41号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 日程 9 | 議案第42号 | 初島財産区管理委員の選任について |
| 日程 10 | 決算第1号 | 令和2年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 11 | 決算第2号 | 令和2年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 12 | 決算第3号 | 令和2年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 13 | 決算第4号 | 令和2年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 14 | 決算第5号 | 令和2年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 15 | 決算第6号 | 令和2年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 16 | 決算第7号 | 令和2年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を求めることについて |
| 日程 17 | 決算第8号 | 令和2年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについて |
| 日程 18 | 報第3号 | 令和2年度決算に基づく有田市健全化判断比率について |
| 日程 19 | 報第4号 | 令和2年度決算に基づく有田市資金不足比率について |
| 日程 20 | 請願第1号 | 県及び県立医科大学に対し地域医療（産婦人科）の充実を求める意見書の提出を求める請願書 |

会議に付した事件

- 日程 1 一般質問

4番 小西敬民

2番 上野山善久

7番 岡田行弘

日程 2 議案第35号 有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例から

日程 2 0 請願第1号 県及び県立医科大学に対し地域医療（産婦人科）の充実を求める意見書の提出を求める請願書までの質疑

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	水道事務所長	北野宏幸
教育次長	谷輪吉伸	教育委員会参事	伊藤正人
消防長	嶋田富司	病院事務長	神保佳紀

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

職務のため出席した職員

総務課会計年度任用職員 山本真由美

午前10時00分 開議

○議長（中谷桂三君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程1、一般質問を行います。

まず、4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の小西敬民でございます。一般質問を行わせていただきます。

ただいま国政においては大変なことが起こっております。少し国政で述べさせていただきます。

菅首相は、コロナ禍の下で政治的に大変な事態を今放り投げて、事実上、辞任をいたしました。国民には、安倍晋三内閣の継続を公言し、森・加計・桜疑惑に蓋をし続け、自身は自立、自助、共助、公助を国民に求めました。

よって、高齢者窓口負担は2割に引き上げられ、年金180万円以上、夫婦で230万円以上の方々を直撃いたしました。

政治的には日本学術会議会員6人の任命拒否を行い、拒否理由も明らかにせず、違法状態を続けています。

菅さんは、官房長官時代から人事で行政組織を動かしてきましたが、コロナ禍において、政策的には無為無策で、国民への説明ができず、臨時国会も開かない状態を続けました。

ワクチン接種の混乱の下、当市においても、9月の接種が中止というふうになったのも、このためであります。最後には、コロナ収束の明かりが見える。この一言は、国民の怒りを買ったものでした。

国民は、度重なるコロナ非常事態宣言とまん延防止等対策にまたか論になり、従わなくなってきたのであります。このことは、官僚やメディアを政権に忖度させて従わせる組織統制のやり方が限界に達したことを示し、強権政治と政権の腐敗をあらわにしました。まさに自民党政治の終えんを迎えようとしていると思います。

安倍晋三さんは、自身のスキャンダルと政治の私物化、菅首相は自身のリーダーシップのなさ、人事介入とで国民の支持を失って退任したのであります。2代続けての政権放り投げを行ったのであります。今、自民党総裁選挙の報道合戦で、国民の支持があるような偏向番組が放映されております。また、フェイクを流すコメンテーターを多用しています。

私たちは、日本共産党、立憲民主党、社民党、れいわ新選組との協定を結び、政権を求める市民連合の皆さんとともに、総選挙を戦う体制を築きつつあります。まさに自公政権の悪政から国民生活を守る連合政権の樹立を目指して、頑張る決意でございます。

それでは、質問に入ります。

初島地内集中豪雨についてであります。

8月17日から18日にかけて、ゲリラ豪雨が発生しました。初島町里の観測では、1時間50ミリ、港でも49ミリの豪雨があったため、初島地区では床下浸水3件があり、幹線道路の

国道42号線は片側通行止め、市道1号線（初島ローソンから昌宏屋付近）が浸水し、通行止めを繰り返しました。ほか市道4号線（西浜新田線）、地区内道路、岡川建設裏などで浸水が起きました。地元の人に聞きますと、浸水がひどくなっている、浸水は昔からだと言っている人もいます。

近年、高齢者独り暮らし世帯が進む中で、住居の保全、罹災における破損などを考えると、初島地内の浸水対策は、今後も重要と考えています。この問題にどのような解決方法をお持ちか、お伺いをいたします。

続いて、高齢者等避難発令の改善についてであります。

8月17日17時、市内全域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令、20時40分に避難解除しました。今回、気象庁の新たな基準により、土砂災害警戒情報に基づく発令でした。

しかし、発令時特有の感情（自分だけは大丈夫）が働いて、数名の避難者でありました。この間、避難訓練をしたり、情報伝達方法を決めて実践していますが、迅速に避難することが重要です。

そこで、災害時において自力で避難することが難しく、手助けを必要とする避難行動要支援者対策として、名簿の作成などやらなければならないことがたくさんあると思いますが、取組の現状と今後についてお答え願います。

続いて、災害時備品等について質問をいたします。

コロナ感染拡大の下、避難者を受け入れる施設は十分な広さ、間仕切り、簡易トイレ、目隠しテント、消毒液、マスク等、備蓄されているのか、まずお伺いをいたします。

コロナ対策についてお尋ねします。

小中学生の感染対策についてであります。

小中学校の新学期が始まりました。感染力の高いデルタ株が主流となり、10代以下の新規感染者は、全国的に7月半ばから5週間で9倍になり、和歌山県の発表にも、幼児から高齢者何人となっています。当市の対策は保護者に浸透していますか。学校に行かせて大丈夫、簡単に休校しないでなど、不安の声が上がっています。対策の基本と生徒のコロナについての学びと感染予防実践をお伺いいたします。

次に、家庭内感染を防ぐには、親世代のワクチン接種を終わらせること、学校以外の学童保育や塾などは密になる場合が多く、換気不足になることもあるので、きちんと行うことが大事と考えます。学校行事や友達との交流がなくなったりして、子供たちのメンタル面の不調、学習意欲の減退に対処することも必要と考えますが、取組をお聞かせください。

教育委員会のイニシアチブを発揮して、子供たちの協力による親への注意喚起、感染対策、提案をいたしますが、子供から親への手紙つきで、市の備品からマスク、消毒液などの配布を再度考えてみてはいかがでしょうか。

次に、乳児、小中学生の市民病院における入院管理ができるのか。

県内感染者の推定感染経路を見ますと、家庭内感染が42%、職場、学校が15%、これは8月1日から8月15日までの県が分析した発表分505件の数字であります。このように見ますと、当市においても感染拡大が予想されます。

県の考え方は、感染者全員隔離であります。宿泊療養も可能として、患者さんの出口対策を現在行っておりますが、家庭管理をお願いしながら、入院・療養施設への母と子が

入所できるのか、お伺いいたします。

次に、がん検診、特に子宮頸がん、乳がんの無料検診についてお伺いします。

平成29年度から子宮頸がん、乳がんの無料検診は2年に1回に減少させられましたが、県下の自治体が毎年実施を今もやっている市町がございます。市の現状と利用者の実態をお答えください。

最後に、障害手帳のストーマ利用者への援助についてであります。

この間、当市においても体内障害の患者さんが440名と、他の患者さんよりも多く発生しています。このことは体内に埋め込んだり、ストーマをつけたりして、日常生活を送る方々が多くなっていることを示しています。特に一定額の補助はございます。しかし、その補助額の中で個人の責任において頑張っている、その補助額を使い切ると全て自己負担となるということがございます。

そこをお願いをしたいのであります。差別の解消であります。障害者差別の解消を願う市民の感情からすれば、啓発啓蒙活動が大変大事であります。そのことについてお答えを願いたいと思います。

また、申請がストーマ患者さんは4か月に1回、窓口に申請をしに来なければなりません。1年に1回の申請で継続できることは可能かどうか、お答えを願いたいと思います。

私は、ちなみに、ストーマを利用して10年たちます。この間、活動量が多くなれば装具費はかかってくるものがございますので、今いただく支援の金額では不足してくる場合も多々ございます。そういう点で増額をお願いしたいことを申し添えて、壇上からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中谷桂三君） 河野経済建設部長。

○経済建設部長（河野孝司君） 1点目の初島地内集中豪雨について御答弁申し上げます。

8月17日から18日の前線の停滞に伴う大雨により、国道42号里交差点付近において、床下浸水や道路冠水の被害が発生いたしました。

初島地区は、従前より大雨による被害が多い地区で、その対策として、平成27年度に内水対策調査を実施し、その結果を基に、流量や流速を考慮した水路断面の計算を行い、平成30年3月に排水対策の目標や整備の方針を定めた雨水管理総合計画を策定いたしました。

調査による初島地区の浸水要因は、山側からの雨水排水の大部分が既存の初島都市下水路1号幹線へ流れることで浸水が発生することから、弓場地区から奥地区への山際を通る初島都市下水路2号幹線、延長約1,400メートルの長年の未着手区間を令和元年度から工事着手し、令和3年度末には、合計188メートルが完成する見込みとなっております。

本事業は、完成することにより、初島都市下水路1号幹線の流量が減少され、浸水被害を軽減することができるため、本事業の早期完成に向け、今後も引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 次に、2点目の高齢者等避難発令の改善点について、避難行動要支援者に対する取組の現状と今後について御答弁申し上げます。

現状の取組ですが、身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方や介護保険の要介

護3以上の認定を受けている方などで、かつ災害時等において自ら避難することが困難で、地域の支援を必要とされる方を対象に、避難行動要支援者として名簿の作成が義務づけられているところであり、これにつきましては既に作成しております。

また、本年5月の法改正により、個別避難計画の作成が努力義務となり、現在作成に向けた取組を進めているところでございます。

具体的には、モデルケースとして一部の自治会と連携して、避難行動要支援者宅を訪問したり、地域主催の避難訓練への参加呼びかけなどを行ってきたところでございます。

今後についてですが、現在、連携している地域の避難行動要支援者の個別避難計画作成に取り組んでまいります。その上で市全域での推進を図るために、災害リスクや支援の必要性などを考慮した上で、優先順位を設けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 続きまして、高齢者等避難発令の改善点の備品、間仕切り、簡易トイレ等の備蓄についてお答えします。

コロナ禍での避難者受入れは、避難者を一般の避難者、要配慮者及び発熱、せき等の症状がある体調不良者に区分し、それぞれに区画を割り振り、独立した空間を確保するように考えなければなりませんので、施設管理者の協力を得ながら、これまでの災害時では使用していなかった部屋の活用を考えています。

避難場所となる学校では、使用する教室、トイレ、廊下の見直しを行い、避難場所とする教室を増やし、体調不良者のための専用スペースを設けるとともに、一般の避難者とはトイレ動線も分かれるように考えていますので、これまでの災害発生時よりも可能な限り、多くの避難場所の確保に努めています。

さらに、避難場所が過密状態になることを防ぐために、安全な場所にいる方は避難場所に行く必要がない在宅避難や、避難が必要な方には、可能な場合は安全な親戚や知人宅も避難先となる分散避難を周知していきます。

また、避難場所での感染症対策として、必要な間隔を取り、十分なスペースを確保するための間仕切りパーティションは4,900枚、ワンタッチで設営撤収できるルームテントは273張りを確保しています。引き続き、ルームテントの整備を進めていく計画です。

次に、避難所のトイレについては、簡易トイレ113基、トイレ用テント113張り、凝固処理剤1万1,300セットを備えています。今後も国のガイドラインが示しています、災害発生当初は避難者約50人当たり1基を基準として、250基程度を目標に簡易トイレの整備に努めていきたいと考えています。

衛生用品については、マスクは20万枚、消毒液は500ミリリットル120本などを備蓄していますが、避難場所の衛生備品にも限りがありますので、避難する場合は市民の皆様にはマスクの着用、消毒液、体温計の持参など、基本的な感染対策も併せてお願いしていきます。

今後も、コロナ禍における災害発生時でも、市民の皆様がためらわず安全な避難行動を取れるよう対処していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 3点目の新型コロナの家庭内感染拡大についての1項目め、小中学校の感染対策について御答弁申し上げます。

まず、基本対策といたしましては、児童生徒が毎日提出する健康チェック表の点検、マスクの着用と手洗い、手指の消毒、教室内の換気、3密を避けた学習などを継続して行っています。

児童生徒には、ホームルームなどで、学校で実施している基本対策も含め、コロナウイルス感染症対策に対する正しい知識を共有できるよう取り組んでいます。

新学期からは、児童生徒自身だけでなく、同居家族に発熱等の症状がある場合は、登校を控えるように促しています。

また、国から簡易抗原キットが支給予定であり、教育委員会でも独自に購入し、各学校に配備しています。

学校では、不安を抱える子供がいないかを、教職員がアンテナを高く見守るのはもちろんのこと、学校外でも相談できる窓口の紹介をしています。

行事につきましては、運動会、体育祭や音楽会、修学旅行については、実施方法を変更し、感染状況を考慮しながら、可能な限り実施していくこととしています。今後も学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校教育活動を継続し、感染防止に努めてまいりたいと考えています。

次に、3項目めの備品で持っているマスク、消毒液の配布についてですが、各学校では基本的な感染予防対策を継続していくとともに、保護者には御家庭において子供たちへの毎朝の検温や健康チェック表の記入、マスク着用、手洗いの徹底に御協力いただき、十分な感染対策を取っていただいています。

このようなことから、現在のところ、改めてマスクや消毒液などの配布は考えてございませんので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 神保市立病院事務長。

○病院事務長（神保佳紀君） 3点目、新型コロナの家庭内感染拡大についての2項目め、幼児、小中学生の入院管理ができるのかについて御答弁申し上げます。

現在、当院は新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合、当該患者等を管轄する保健所と入院調整をし、受入れを行っているところでございます。

確保病床数については、感染拡大状況におけるフェーズや受入病院の体制等に応じて、県と協議の上、調整を図っている状況でございます。県内の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関ごとの確保病床数や入院受入状況については、公表しないこととなっております。

御質問の幼児、小中学生の入院管理ができるのかとの御質問についてでございますが、幼児、小中学生も含め、県が感染症患者等の年齢、基礎疾患の有無、重症度分類等の状況を把握し、当該患者等の入院受入れが可能な病院に入院要請が行われています。

また、家族内感染において、親が陽性判明、子供は陰性で濃厚接触者となった場合で、親が入院をしてしまうと自宅等で濃厚接触者となる子供を見る者がいない場合、県の判断

により、子供を親と一緒に病室でコホート管理するなど、レスパイト的な入院についても、十分な配慮が行われております。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 4点目のがん検診、特に子宮頸がん、乳がんの無料検診について御答弁申し上げます。

がん検診につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施しており、厚生労働省においては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を定め、科学的根拠に基づく正しいがん検診の実施を推進しております。

その指針において、子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診間隔は、検診間隔に関する科学的根拠やがん検診の利益と不利益等のバランスを踏まえ、2年に1回と定められており、本市では、その指針に基づき、平成29年度から子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診間隔を2年に1回に変更し、検診を実施しております。

県下の状況を昨年度と比較いたしますと、毎年検診を実施する市町村は、子宮頸がんでは19から14へ、乳がんでは17から12へと減っており、指針どおり、2年に1回実施する市町が増えています。

がんは早期発見を行えば治療が可能な疾患であり、がん検診の役割は重要であると考えております。このことから、本市のがん検診は全ての対象者に個別に受診券を送付し、無料で検診を受けていただくことができます。

また、本市の実績としまして、令和2年度の受診率は、子宮頸がん検診が21.9%、乳がん検診が16.2%となっており、今後さらなる受診率の向上のため、しっかりと取組を進めてまいります。

以上でございます。

続きまして、5点目、障害者手帳、ストーマ利用者への援助の増額について御答弁申し上げます。

障害のある方を対象に、日常生活をより円滑に送ることを目的として、ストーマをはじめとする日常生活用具の給付を行っており、国の基準に照らした制度で運用をしております。

現行の市の給付制度は、市民税非課税の方及び生活保護被保護者は自己負担なし、それ以外の方は自己負担1割、ただし一定額以上の所得がある方は、全額自己負担となっております。

また、装具の種目ごとに定められている基準額を上回る部分については、全額自己負担となっております。

調査をしました結果、個人ごとに様々な事情があると思いますが、大多数の方の自己負担が低い額に抑えられていると認識をしておりますので、現行制度を維持したいと考えております。

なお、差別に対する教育啓蒙につきましては、障害をはじめとする、いかなる差別も許されるものではありませんので、広報紙などを通じて啓蒙を行ってまいります。

また、4か月ごとの申請を1年に1回にできないかとのことにつきましては、申請者

個々の状態に合わせて、購入数量を調整する必要などもあり、1年に1回にすることは困難であります。来庁者の負担軽減を図るために、申請書の郵送での対応に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 御答弁をいただきました。初島地内の排水対策については、基本的に雨水管理総合計画を実施し、幹線2号によって里地内の水を弓場まで持ってきて、椒川へ投入するという発案を教えてくださいました。

この計画実施から工事着手まで期間が大変かかっておる。これから完成まで1.4キロが1年で188メートルということ。それから、ミカンの収穫期には行けない、出水期にはできないということの制約の中でも、何回も何回も工事をやっている期間に冠水する可能性が出てくる。こういう点では速やかな進捗をお願いするところでもあります。

もう一つは、床下浸水や低いところ、初島地内でも水のたまるところというのは決まっているわけございまして、そういうふうになりますと、老人独り暮らしの方々が水をかき出したり、それから掃除をしたりということが大変やりにくい状況になるわけでございます。

そういう点でも、例えば市が助成できているのは、くみ取式便所で1件当たり2,000円ということ。それから、消毒をするという、具体的には、この2つです。だから、浄化槽をお持ちの方は勝手に浄化していくという考え方なんです。そういう金額も再考慮いただいて、将来、そういうお宅に対して支援を何らかの方法で考えてみるということも、大事なというふうに思います。

港地区でも、みんな基礎を高くやって対処しているんです。ここはつかるもんだということで、新築のお宅は基礎を高くしてやって、自己防衛やっているという地区もございまして、ぜひ、初島地内の雨水管理や出水管理を急いでスピードアップ、お願いをしたいというふうに思います。

高齢者等の発令、今回、早い時間で発令ができたわけでございますが、どなたが誘導する方か、どなたを連れていくのか、同じような年齢の方が動くわけでございます。ですから、夜だったらパニックになっているというふうに思いましたが、国は、自分の命は自分で守りなさいという指針の下でやるわけです。逃げられる人は逃げてくださいというわけですが、垂直避難もあり得ます。

それから、逃げるときには身の回りで少しの準備するものを持って行ってくださいということでございますので、有田市が今後行う避難計画については、どなたが支援をする、どなたが要支援者だ、このところを厚く情報収集をする、実行するということが大事というふうに考えますので、この点も計画と実践について、速やかな完成と、それから体制をお願いいたします。自主防災組織がちゃんと機能するということが大事なというふうに思っていますので、その点もよろしく申し上げます。

備品の問題です。市民の方々から心配事が寄せられています。大変そういう点では、小西も参考にさせてもらうわけですが、速やかに100%やるというのはなかなか難しいことと

と思いますが、近づくということとはできるということの意味するというふうに思っています。

一般の避難者の方々が、トイレが問題だ。特に障害2級、3級を持っている方々やストーマを使っている方々っていうのは、間仕切りやテントで隠れるトイレが必要だということでもありますので、動線の確保をしながら、各症状に応じた、そこで初めてその人の障害の程度を知ることになるわけですから、こういう点でも広い度量を持って、備蓄品の拡大なり、市民との連帯なりを深める、そういう共同訓練についても力をお出しいただきたいなというふうに思っています。

ぜひ、災害が起こらないということではありません。災害は必ず起こるものだというふうに考えて、その都度、有田市は河川有田川の下流域に位置する、広がった、非常に低地が多いところで、排水にしても満潮、干潮が大きく作用する地帯でございますので、そういう点では避難場所の確保、それから体制を確保する、こういう点で大事ななというふうに思います。教育委員会はそのとおりで、一生懸命頑張っていたきたいと思えます。

次のところで、特に市民病院のところで再質問したい。よく和歌山モデルという言葉聞くわけですが、先進例ということで和歌山モデルを聞くわけですが、再度、和歌山モデルとは何ぞやということをお答えいただきたい、そのことをお願いします。

○議長（中谷桂三君） 神保市立病院事務長。

○病院事務長（神保佳紀君） 再質問について御答弁申し上げます。

和歌山モデルとはということで、分かる範囲でということですが、和歌山県においては、新型コロナウイルス感染症陽性判明者全員の入院を堅持しております。感染症患者等入院医療機関の病床利用率が高くなる中で、和歌山県独自の退院基準としては、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、医師が退院を許可し、保健所が認めた場合については、最短7日で早期退院することができることとしております。ただし、発症から10日間経過するまでは自宅療養、または宿泊療養が必要となります。

なお、早期退院可能な場合についても、家庭の状況などで自宅療養や宿泊療養ができない場合は、保健所の判断で、国の基準どおり、10日間経過するまでは、入院措置とすることもできます。

変異株も含め、陽性判明者の退院基準については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、国や県において随時見直されております。

濃厚接触者となった場合については、潜伏期間は最大14日間であることから、最終曝露日から2週間の自宅待機とされています。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 4番小西敬民君。

〔4番 小西敬民君 登壇〕

○4番（小西敬民君） 乳がん、子宮頸がんのことで、先ほどの答弁では、毎年受ける方からすれば、1年に1回が自分にとってベストというふうな考え方がございます。国は2年に1回でいいですよというエビデンスがありますよ。ということは、21.9%の受診率が、毎年行う方も含めているわけですから、あなたは2年に1回、受けてくださいよという指導と、毎年受けるデメリットのことも少しは情報共有しないと、毎年受け続けたいという方々の意識はどんどん、有田市はできないのかみたいな形になってくるというふう

に先鋭化されるというふうにも思います。

ここに書いてある、がん検診の利益と不利益のバランスを踏まえるということを情宣をするということが大事かなというふうに、この回答を見て思いましたので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

最後のところで、4級の障害手帳のストーマ利用者さんの実態であります。特にストーマ患者が、今現在2人に1人ががんになるという時代ですから、消化器系、排尿系で起こる病気については、年々増加しているというのが実態であります。働かなければならないお年の方もたくさん生まれてきております。障害別の人数の点でいけば、増え続けているのは内部障害、排便・排尿のところで、外から見えない症状が多くなっておるとというのが実態でございます。

ぜひ、市民に対していろいろ言うのは当たり前。私が言いたいのは、それを受ける側の市職員が、担当者が自発啓発しながら、事情を分かるということが大事かなというふうに思っていますので、市民に対して、その前に職員に対しての教育啓発が引き続き生まれ、生まれ、生まれ、なくなり、なくなり、なくなり、この循環が今差別や区別につながっているという中身でございますので、そのことを御理解していただきたいというふうに思います。

このまま貧困と格差が続けば、もっとひどい状況になるというふうに思います。患者は4か月に1回、窓口に来て、お願ひしますって言うたときに、自分が健常者と違うということを実感するわけですから、ぜひ、そういう立場を御理解していただくような職員を多く輩出できるように、教育啓蒙を対内でもやってほしいということをお願ひしまして、今回、小西の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中谷桂三君） これにて、4番小西敬民君の一般質問は終わりました。

次に、2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） 通告順に従い、一般質問を行います。

有田市の小中学校における授業環境についてであります。

昨年6月議会で質問した、小中学校におけるオンライン授業について、また昨年8月に行われた教員のタブレット端末の勉強会を見学させていただいた上での質問でございます。

当初、GIGAスクール構想で予定されていた、小中学生全員へのタブレット端末の配備の計画に、新型コロナウイルス感染症対策も併せて、昨年度末に有田市の小中学生全員にタブレット端末が配備され、授業等に活用される環境が整い、有田市の教育現場におけるデジタル化が進んできていると考えております。

そこでお伺いたします。有田市において、昨年からタブレット端末を取り入れた授業等がどれぐらい行われ、Web学習を意識した取組ができていたのか。

また、昨年的一般質問時に、今後のオンライン授業に向けた取組については、各学校間での格差が生じないように努めること。一部の教員に極端に負担が偏ることのないように十分に配慮すること。発信者側の機器やスキルの取得が完了した段階で、実際にオンライン授業を行うなど、予行演習的なことを行うことなどを提言いたしました。

そこで、お伺いたします。この1年間でタブレット端末を取り入れた授業を実施する

ための教員向け勉強会について、実施状況と各学校教員のスキル取得状況を伺います。

これにて、壇上からの一般質問は終わります。

○議長（中谷桂三君） 谷輪教育次長。

○教育次長（谷輪吉伸君） 有田市の小中学校における授業環境についてお答えいたします。

1点目のタブレット端末を取り入れた授業については、本市ではタブレット上で取り組み、自動採点ができるタブレットドリルを導入して、児童生徒一人一人の習熟の程度等に応じた学習を進めておりまして、インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録を行うなど、各教科等においても活用をしております。

また、タブレットにある授業支援システムを活用し、グループでの発表、話し合いを行ったり、地域の方や外部講師とつなげて、遠隔で意見交流をするような取組も進めてきています。

活用している学年については、授業の目的や各教科の特性により差がありますが、中学校ではどの学年においても授業で取り入れており、小学校においては、目的に応じて、高学年または中学年を中心に活用を進めているところでございます。

次に、Web学習を意識した取組についてですが、中学校においては、1学期から夏休みにかけて、家庭と学校をつなぎ、接続テストを兼ねてオンラインでホームルームなどを行っています。また、2学期は、必要に応じて授業の様子を家庭からでも見て学習できるよう取組を進めています。

2点目の教員向け勉強会の実施状況と各学校教員のスキル保有状況についてですが、昨年度より保田中学校を中心に研究を進めてまいりました。また、昨年度、県教育委員会より講師を招いて、研修を小中学校に分けて行い、各学校でも講習を行っています。

今年4月には、各学校において業者から専門のインストラクターを派遣してもらい、全教職員対象に授業支援システムの操作研修を行いました。

また、5月から市内各学校よりメンバーを募り、GIGAスクール推進プロジェクトチーム「.A（ドットエー）」を立ち上げ、各学校の取組状況及び情報共有を目的として、オンライン形式でミーティングを開催しています。

各学校教員のスキル保有状況については、教員間での個人差があるのが現状ですが、情報主任やICTが得意な教員が学校全体で中心となって、どの教員でも、どの授業でもタブレット端末が使えるようになり、教育委員会としても必要な研修等を開催してまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） まず、1点目のWeb学習を意識した取組について。この1年間で工夫を凝らしたタブレットの活用により、学習支援など児童個々に応じた学習を行うなどの各種取組状況は理解しました。

また、中学校におけるWeb学習を意識したオンラインホームルームの取組についても、教員と生徒が端末操作に慣れるということが重要でございます。今後も継続実施を期待し

ております。

2点目のタブレット端末を取り入れた授業を実施するための教員向け勉強会について、実施状況と各学校教員のスキル取得状況についてでございます。

今、説明のあった研修等が行われていることは、大変有意義なことと考えております。さらに、知識や技術のアップに、教育委員会として努力していただきたいと思っております。

さらに、1点、質問させていただきます。国の方針として、令和3年8月25日の事務連絡、新型コロナウイルス感染症の基本的方針の中で、地域一斉の臨時休校について、現時点では行わない考えであると明記されております。

我が市において、感染者や濃厚接触者として自宅待機を指導され、かつ無症状の場合についての緊急対策として、Webを利用したリモート学習を行う考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（中谷桂三君） 谷輪教育次長。

○教育次長（谷輪吉伸君） お答えいたします。

自宅待機をしている児童生徒には、どの学年においても、家庭と学校をつなぐオンラインホームルームなど、子供たちの顔を見ながらコミュニケーションが取れる体制を整えていきます。

また、リモート学習については、必要に応じて実施できるように準備を進めております。各学校へはオンラインでつながることができるよう、Zoomアカウント、Webカメラ等を準備した上で、児童生徒が操作できるよう練習しておくよう指示し、学級・学年閉鎖、学校休校になった場合や濃厚接触者等で自宅待機をしている児童生徒へ対応できるようにしています。

また、教育委員会においては、Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを必要に応じて貸与できるよう準備をしております。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） 答弁ありがとうございます。自宅での学習となると、孤独になりがちだと思われれます。顔を見ながらのビデオ通話を有効に使って、孤独の解消になればよいと考えております。そのように十分な環境を用意しておくことは、児童生徒、保護者の安心につながるもので、ぜひとも十分な準備をお願いいたします。

最後になりましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況からして、我が市においても、誰が罹患してもおかしくない状況でございます。このような状況の中、コロナ差別が起こらないよう、教育の現場においても十分な取組を実施していただくようお願いしまして、少々短くはなりましたが、一般質問を終了いたします。

○議長（中谷桂三君） これにて、2番上野山善久君の一般質問は終わりました。

次に、7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 皆さん、こんにちは。公明党会派の岡田です。市議会議員として

の4年間の任期も折り返しました。この2年間、台風災害や新型コロナへの対応等、様々な課題がある中で、皆様の御期待にお応えすべく、日々全力で活動を行ってきました。今後も報恩感謝の思いを胸に、また「大衆とともに」との思いを常に忘れることなく、現場に飛び込み、お一人お一人に寄り添いながら、皆様の声を市政に届け、政策実現に努めてまいります。

市民の皆様から託された権限の第一は、こういった市議会、議場での質問権かと思いません。世の中の不幸をなくすため、また市民の福祉の向上につながるよう質問いたしますので、市長をはじめ当局の答弁も、市民の幸せに結びつく御答弁であることをお願いします。

それでは、通告順に従い、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、教育行政について、①通学路の安全性向上についてですが、歩行中の児童が死亡、また重傷を負った交通事故のおよそ3分の1が登下校中に発生しています。歩行中の児童が事故に遭う時間帯は、午後4時台から5時台にかけてが36%と最も多く、次いで午後2時台から3時台が29%で、下校や帰宅時間に集中しています。

今年6月28日に千葉県八街市で、飲酒運転によって児童5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。この事故を受け、文部科学省は7月9日、全国の小学校の通学路を対象に、再点検を求める通知を各教育委員会などに出しました。また、国土交通省、警察庁からも、各道路管理者や県警に対して、地元教育委員会と合同で通学路の安全総点検を行うよう通達が出されました。

本市として、どのように実施されているのかお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（中谷桂三君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 教育行政について御答弁申し上げます。

1項目めの通学路の安全性向上についてですが、学校では毎年、年度当初に保護者等に協力していただいて、各学校区の通学路安全点検を行っています。また、市では継続的に通学路の安全を確保するため、有田市通学路交通安全プログラムを策定し、3年に1回、学校、保護者、地域自治会をはじめ、各関係機関による合同点検を実施し、危険箇所を確認して、対策が可能なものから順次、整備を進めています。

議員仰せのこの痛ましい事故を受けて、教育委員会では、見通しのよい道路や幹線道路に抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市への改善要請があった箇所の3点を重点箇所として、昨年度の通学路点検以降で、各学校に地域住民や保護者から要望がないかを確認しました。

また、現在、教育委員会において、令和2年度有田市通学路交通安全プログラム対策箇所における対策見直しと、新たに対策が必要な箇所の洗い出し、点検を実施しているところでもあります。

今後としまして、各関係機関と10月上旬をめどに協議及び点検を実施し、対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 通学路の安全総点検の結果を受けて、10月から協議、点検を実施し、対策を行うとの答弁をいただきましたが、子供の目線や地域住民の声を丁寧な聞き取りに努めてもらいたいと考えます。

また、マスコミ報道等では、通学路の整備に焦点が当たっていますが、この事故の主な要因が飲酒運転であることは明らかであります。

有田市も、昭和61年、交通安全モデル都市宣言をしています。飲酒運転は重大事故に直結する、悪質・危険な犯罪行為です。いま一度、市として飲酒運転の根絶に向けた施策の展開をお願いいたします。

次に、自転車の交通安全についてですが、2021年4月1日時点で、自転車保険への加入を義務づける条例が制定されているのは22都道府県、10政令指定都市です。自転車保険の義務化は、2015年10月に兵庫県で初めて導入されました。以降、大阪府や滋賀県、鹿児島県などでも導入され、2020年4月からは東京都全域も対象となるなど、全国的に義務化の流れが広がっています。ちなみに、和歌山県は努力義務となっています。

小学校5年の子供が歩行中の女性と衝突し、後遺障害を負わせてしまった事故で、2013年に神戸地裁が9,521万円もの損害賠償を下しました。自転車事故は被害の大きさにより数千万円から1億円近い、莫大な賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、たとえ未成年といえども、責任を免れることはできません。

そこで、有田市の小中学生への自転車保険加入の推進はどのようにされていますか。

○議長（中谷桂三君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 御答弁申し上げます。

議員仰せのとおり、小中学生が多額の損害賠償責任を負うという事例が全国であります。こうした事例を児童生徒へ伝えるとともに、交通安全について日々啓発していただいているところであります。

自転車保険加入についてですが、各小中学校において、新年度当初に和歌山県PTA連合会小中学生総合保障制度を配布し、保護者の方へ周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 和歌山県PTA連合小中学生総合保険制度を保護者の方へ周知しているとのことですが、現在の加入率を調べますと25%だということです。いつ高額な損害賠償が生じる事故が発生するか分からないため、保険への加入促進が必要ではないかと考えます。

また、市の職員で自転車通勤されている方がおられると思いますが、自転車保険の加入を義務化してはどうでしょうか。

次に、有田市も交通安全対策として、最高時速30キロ以下で走らなければならない「ゾーン30」を設けたり、歩道と車道が区別されていない道路で、運転者に児童が通行する道路だと分かるようにするための緑色のカラー舗装、「グリーンベルト」など交通事故を防止することを目的として設置していますが、子供たちへの交通安全教育はどのように

されているか、お伺いします。

○議長（中谷桂三君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 御答弁申し上げます。

小学校では4月当初に各校で集団下校訓練を実施し、上級生がリーダーとなり、交通マナーを下級生へ指導するとともに、同行する教職員が通学路の危険箇所把握に努めています。また、有田警察署による交通安全教室を実施し、自転車の乗り方などの交通ルールについて指導していただける機会を設けています。

中学校においては、同様に交通安全を啓発する講座を各校で実施したり、年度当初に自転車通学の申請に当たり、ルールを守るよう呼びかけています。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 今回、この質問をするのは、市民の方から相談をいただいたからですけれども、内容は細い道を軽トラで運転中、前から小学生が並列しながら自転車を運転していたそうです。危ないと思い、軽トラは停止して待っていましたが、子供たちは話しながら運転していたので気づかず、車にぶつかりそうなのでクラクションを鳴らしたそうです。その方から、自転車は時に走る凶器になることをしっかりと自覚し、ルールを守って安全運転を心がけるようしていただきたいとの要望をいただきました。

事故やけがをゼロにすることは、実際は極めて難しいことだと思いますが、しかし、防げる事故は未然に防がないといけないと思います。また、事故が発生してしまった場合でも、子供たちがこの先、長い人生を送る上で後遺症が残らないように、そして命をなくすことがないように、事故後の対応を迅速に、適切に行う知識が必要であると思います。そのためにも子供たちへの交通安全教育に力を入れていただきたいと思います。

①の通学路の安全性向上についての質問は終わります。

次に、②今後のコロナ対応についてですが、新型コロナウイルス、変異株「デルタ株」により、子供たちの感染率が高まる中、新学期が始まりました。学校現場では、体温のモニターや消毒に加え、授業時間の短縮やオンライン授業、分散登校、さらに臨時休校など、これまで以上に感染予防、感染対策に取り組む必要が出てきました。

今後のコロナ対応についてですが、文部科学省は学校で感染者が確認された場合の対応ガイドライン（運用指針）を発表しました。

そこでお伺いします。①新学期に入り児童生徒の登校状況は。②学級閉鎖、学年閉鎖などの判断基準は。また、それをいつ誰が決めるのか。③運動会、体育祭、修学旅行などの大きな学校行事の実施はどうするのか。3点、お伺いいたします。

○議長（中谷桂三君） 伊藤教育委員会参事。

○教育委員会参事（伊藤正人君） 御答弁申し上げます。

まず、新学期以降の児童生徒の登校状況ですが、日々各校で感染症対策を徹底しながら、大多数が登校しています。数名が不安に思い、自宅で学習をしています。こうした児童生徒には、必要に応じて、一人一台端末を活用しながらコミュニケーションを取り、学習保障ができるよう取組を進めています。

次に、陽性者が出たときの学級・学年閉鎖の判断基準については、陽性者発生時点で該当校を休校にし、消毒や濃厚接触者の特定に必要な資料の作成などを行います。その上で保健所の指導の下、学級、学年、学校閉鎖の判断を行います。

運動会、体育大会、修学旅行などの学校行事についてですが、直近に控えております運動会、体育祭は、全校とも半日実施とし、各校の規模に応じて観客の制限をします。また、修学旅行は県外の感染状況も考慮しながら、県内への旅行に切り替えるかどうかを各校にて検討中です。音楽会や文化祭についても、各校にて様々な工夫をしながら実施できるように検討しているところです。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） コロナ禍において学校行事がなくなるのではないかと。児童生徒たちはもちろんのこと、保護者の皆さんも大変危惧されています。運動会や体育祭、そして修学旅行など一生の思い出となる行事がたくさんあります。

保護者にとっても学校行事はかけがえのないものです。この前、中学校の体育祭を3密とならないよう、3年生の保護者だけ見学で行事が行われました。ぜひ、保護者とヒアリングしながら、どのような方法であれば、修学旅行の実施が可能であるか考えていただきたく思います。

また、コロナ禍において児童生徒に異変が生じているとテレビ等で報道されています。教育専門家によると、対応できる子もいれば、それに対応できず体調を崩している子供もいると言います。実際にコロナ禍で児童生徒に何か異変が生じているのか。異変があれば、早急に対応を切に願います。

教育行政について、②今後のコロナ対応についての質問を終わります。

次に、3つ目の市教育行政の方向性についてです。

昨年11月の臨時議会において、前田教育長が任命され、今日まで強いリーダーシップで、有田市の子供たちのために信念を持って有田市の教育行政を担っていただいております。

教育長の任命は、地方自治体の議会の同意を得た上で、首長が直接行い、任期は3年です。この9月定例会に現教育長を再任命するに当たり、人事案件として提出もされています。

私は、議員経験を重ねて、この教育の重要性を強く感じています。人間をつくり上げる事業こそ、すなわち教育であります。人間はどうあるべきか、人生はどう生きるべきかを、教え育てる教育です。

教育長にお聞きします。学校教育の課題として、学力、いじめ問題、貧困による教育の格差、先生の働き方改革などがありますが、教育長として、この約10か月間で感じたこと、また前田教育長の教育理念などもお聞かせください。

○議長（中谷桂三君） 前田教育長。

○教育長（前田悦雄君） 市教育行政の方向性について御答弁申し上げます。

有田市教育委員会教育長として任命していただき、約10か月がたちます。責任の重さを感じながら、日々教育行政に取り組んでまいりました。

着任以前から有田市小中学校では、認め合い、学び合い、郷土有田市を愛する子供の育成を目標とし、子供一人一人への質の高い教育を実現するため、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業や補充学習の充実、道徳教育、ふるさと教育の推進、計画的な体力づくり等に取り組んできたところです。

ここ数年においては、実施した学力・学習状況調査の結果から、ほとんどの教科で全国平均を上回っているとともに、新体力テストの結果においても、総合で全国平均を上回り、学習、体力面で一定の成果が見られます。

しかし、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などにより、社会が大きく変化する中で、自ら課題を見つけ、考え、学び、判断、行動できる人材の育成が重要となってきます。これら子供たちがこれから生きていく上で必要な資質、能力を明確にし、育んでいく必要があると感じております。

また、議員御指摘のとおり、子供たちを取り巻く環境の変化に学校が抱える課題も複雑化、困難化しており、いじめや不登校、教職員の働き方改革など、幅広い課題に組織として対応していかなければなりません。

さらに、新型コロナウイルスの感染症の拡大により、子供たちの日常も大きく変わりました。子供たちの学びを保障していくために、対策を講じながら、日常の教育活動や学校行事などを進めているところですが、学校教育全体を通して目的を見直し、ICTの積極的な活用など、有効な手段を使いながら、子供たちの学びを保障する取組を組織的、継続的に行っていく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 教育長に教育理念をお聞きしましたが、さらに教育長に再任命されると、計画的、また長期的視野に立った教育行政の展開が可能になりますが、抱負などをお聞かせください。

○議長（中谷桂三君） 前田教育長。

○教育長（前田悦雄君） 教育長に再任させていただいた際の抱負について御答弁申し上げます。

変化の激しいこれらの社会において、一人一人の子供たちがそれぞれの可能性を伸ばし、人生を幸せに、かつ有意義に送ることができるようにしなければなりません。そのために、一人一人が自ら頭で考え、行動していくことのできる、自立した個人としての、心豊かにたくましく生き抜いていく基礎を培うことが一層重要になってくると考えております。

学校教育におきましても、引き続き、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする、「学びに向かう力、人間性の涵養」など、必要とされる資質能力を学校の教育活動全体を通じて育んでいきたいと思っております。

令和6年4月には、市内4中学校を統合し、有和中学校が開校します。「知・徳・体」の調和の取れた郷土を愛する子供たちの育成に取り組むとともに、デジタル化に対応できる人材の育成を見据えた教育環境を整備し、全国に誇れる時代のモデルとなる学校をつく

りたいと思います。

今年度、一人一台端末が整備され、現在も各学校において活用を進めているところですが、最新機器や教育通信技術の活用等により、子供一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びの実現を目指していきます。

そのためにも、研修等を通じて教職員の資質向上を図るとともに、教職員の働き方改革を進め、教職員一人一人がやりがいを持って働き、子供も教職員もさらに輝くことができる学校を目指していきます。

また、平成29年度から導入しているコミュニティスクールの仕組みを生かし、地域と学校が一体となって子供たちの学びや成長を支えていくとともに、地域コミュニティの拠点としての魅力ある学校づくりを展開してまいります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 7番岡田行弘君。

〔7番 岡田行弘君 登壇〕

○7番（岡田行弘君） 議長、時間オーバーしていますが、一言だけ言わせてください。

○議長（中谷桂三君） はい、どうぞ。

○7番（岡田行弘君） 中国には「一年先は花、10年先は木、100年先は人を育てる」ということわざがあります。子供たちに徹底して深い洞察と理解、そして愛情を持っていただき、「創造的な人間」「心のある人間」「社会に貢献する人間」を育てる教育を期待します。「人間の幸福を築くために、教育に勝る兵法なし」であります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中谷桂三君） これにて、7番岡田行弘君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問を終結いたします。

次に、日程2、議案第35号、有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例から日程20、請願第1号、県及び県立医科大学に対し地域医療（産婦人科）の充実を求める意見書の提出を求める請願書までの議案8件、決算8件、報告2件、請願1件を一括議題とし、これより議案質疑を行います。

議案質疑の発言通告は、お手元へ配付いたしております議案質疑通告一覧表のとおりでありますので、会議規則第51条及び第52条の規定により、議事を進めさせていただきます。

まず、日程第2、議案第35号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程第3、議案第36号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許すことにいたします。

8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 議案第36号について質疑をいたします。

令和3年度有田市一般会計補正予算（第4号）、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目防災費、右説明欄、不動産仲介手数料29万7,000円について、説明をしていただけます

か。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 児嶋議員の質問にお答えいたします。

今回の補正予算でお願いしている公有財産購入は、地権者と交渉を行い、直接公有財産を購入する従来の用地買収と違い、不動産業者を介して売買を行う仲介形式によるものでございます。

宅地建物取引業者である不動産業者は、国土交通省の告示により、売買に関して、売主、買主の一方につき、それぞれ当該売買に係る代金の額を代金の額で区分して、それぞれの金額に掲げる割合を乗じて得た金額を成功報酬、つまり不動産仲介手数料として受け取ることができるかとされています。

不動産仲介手数料の割合は、契約200万円以下の金額では5.5%、200万円を超え400万円以下の金額では4.4%、400万円を超える金額は3.3%とされています。この契約金額700万円をこの割合で計算しますと29万7,000円となりますので、この額を不動産仲介手数料として計上してございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） ただいま嶋田経営管理部長から仲介手数料について、るる説明をいただきました。契約額が700万円ということで、計算式が3段階に分かれていると思います。契約200万円以下の金額では、200万円掛ける5.5%で11万、200万円を超え400万円以下の金額では、200万円掛ける4.4%で8万8,000円、400万円を超える金額では、300万円掛ける3.3%で9万9,000円になり、各11万、8万8,000円、9万9,000円を合計して29万7,000円を手数料として計上していると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中谷桂三君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 児嶋議員さんおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 理解できましたので、これで質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中谷桂三君） これにて、8番児嶋清秋君の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程4、議案第37号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程5、議案第38号につきましては、質疑の通告はありません。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程6、議案第39号から日程9、議案第42号までにつきましては、念のため質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程10、決算第1号から日程17、決算第8号までにつきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程18、報第3号及び日程19、報第4号につきましては、念のため質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程20、請願第1号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

以上をもって、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

今期定例会に提案されております案件のうち、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の議案4件の人事案件については、先例に従って委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号の議案4件の人事案件については、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、今期定例会に提案されております案件のうち、ただいま委員会の付託を省略することに決しました人事案件4件を除く議案4件、決算8件、請願1件の委員会付託は、お手元へ配付いたしております議案付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催日時が決定いたしておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

総務建設委員会 9月16日午前10時 全員協議会室

文教厚生委員会 9月17日午前10時 全員協議会室

予算決算委員会 9月21日午前10時 全員協議会室
以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 報告は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

明15日も会議を開く予定でありましたが、議事の都合により明15日から27日までの13日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、明15日から27日までの13日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る9月28日午前10時から議案審議等のため会議を開くことを申し添え、本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分 散会